

学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの 対応の実態と課題

——都道府県・指定都市教育委員会アンケート調査の結果から——

入江 直子
五十嵐とし江
亀井 明子
細井とし子
賀谷恵美子

目 次

- I 調査の経緯
- II 調査のまとめ
- III 調査からみえること
- IV 提言：セクシュアル・ハラスメントへの対応システムについて
- V 参考：アメリカの学校におけるセクシュアル・ハラスメントの状況

I 調査の経緯

1999年4月に「男女雇用機会均等法」の一部改正が施行され、職場における「性的な言動に起因する問題」（セクシュアル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮が事業主に義務づけられたが、公立学校の教職員については、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う義務となった。また、雇用機会均等法の適用除外となる国家公務員についての、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置等について規定した「人事院規則 10-10」に基づき、文部省は、1999年3月30日に国立学校の教職員を含めた職員を対象に「文部省におけるセクシュ

アル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定した。同規程においては、職員間に加え、職員と児童生徒、保護者等との間における「相手を不快にさせる性的な言動」の防止について規定している。

このような動きの中で、文部省は、1999年4月12日、各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長宛に「公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について（通知）」を出し、以下のように指示している。

- ①公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務は、学校を設置する都道府県や市町村の教育委員会が有する。そのため、都道府県教育委員会は、指針を示すなどの指導、助言、援助を行うこと。
- ②教育委員会は、方針を定め、その「周知・啓発」を図ることが求められ、「相談・苦情への対応」については、教育委員会において担当者を定めるとともに、各学校において対応できる体制を整えること。
- ③公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒への指導等において、そして保護者との関係において生じることもあるため、教職員への注意喚

起や啓発、そして児童生徒や保護者からの相談・苦情に適切に対応できる体制の整備などの措置を講じること。

そして、1年あまり経った2000年7月、文部省は各都道府県・指定都市教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する取組状況について調査し、同年12月26日に報道発表した。この発表内容は、現在、文部科学省のホームページに掲載されているが、これ以降、調査はされていないのである。

学校におけるセクシュアル・ハラスメントとそれへの対応の問題が、とくに児童生徒に深刻な事態をもたらしている状況の中で、1999年、有志が「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止(SSHP)全国ネットワーク」を設立した。このネットワークに「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク」(以下、SSHP 関東ネット)として関わってきた私たちは、2003年7月、週1回の電話相談を開始し、2004年8月にはNPO法人となった。現在、電話相談は、大阪(全国ネットワーク)と東京(関東ネットワーク)で開設しているため、関東一円だけでなく、その他の地域からも寄せられることがある。

電話相談の中では、保護者の方たちからの「どこに相談したらよいか分からない」という声を多く聞く。その際、私たちは、どのような解決の筋道があり得るかを相談者と一緒に考えるために、その都道府県(あるいは市)の規程を探す。しかし、規程や相談窓口についての情報が児童生徒や保護者にほとんど届いていない状況を何度も確認させられてきた。そこで私たちは、各都道府県や市の「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止」に関する取り組みの現状をとらえ、必要な資料を手元に揃え、相談に生かしていきたいと考え、2000年12月文部省発表の「セクシュアル・ハラスメント防止に対する各都道府県及び指定都市教育委員会の取組状況について」を参考に、2004年10月、アンケート調査を実施した(調査票はく資料1)。

アンケートは、47都道府県・13指定都市教育委員会にお願いした。(2000年文部省の調査時より「さいたま市」が増えて合計60となった。)突然のお願いであったが、お忙しい中、最終的に(諸般の事情でご回答いただけなかった2県市を除いて)、58都道府県・市からご回答いただいた。それを2000年の文部省の結果発表を参考に、2005年1月に第一次集計としてまとめ、各都道府県・指定都市教育委員会に送付し、訂正・確認をしていただいたものが本稿の基礎データとなっている(く資料2)。しかし、アンケートの質問文があいまいなところがあって答えにくく、個々の教育委員会の実態についてのご回答として、結局不本意なものになってしまった部分もいくつかあり、ご迷惑をおかけした。この調査は、資料としては、電話相談に生かしていきたいと考えているが、結果のまとめとしては、全国的な動向について把握し、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの全体的な問題点を探る一助にできたらと考えているので、個々の教育委員会としての不本意な部分についてはお許し願えればと思う。

以上のような調査データに基づいて、本稿は、その「調査のまとめ」及び「調査からみえること」、そしてそれに対して、被害者支援の活動をしている私たちからの「提言」から成っている。またく資料として、アメリカの文献から読みとれる、アメリカの現状の一端をまとめたものを加えた。

(入江直子)

II 調査のまとめ

1 関係規程の整備について

(1) 整備の状況

セクシュアル・ハラスメント防止に関する関係規程は、全ての都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会(以下「県市」という)で整備済みとなっている。形式的には、2県市が服務規程の中で整備をしている。また、57県市において

要綱等が整備済みとなっている。

(2) 規程における保護の対象

各県市の規定において、保護の対象者となる者は以下のとおりである。

(2004は今回調査, 2000は文部省調査を示す)

保護の対象	2004	2000
教職員	58	59
児童生徒	49	42
関係者	35	25

2000年の文部省調査と比較して、児童生徒を保護の対象としている県市が7、保護者等関係者(保護者、関係業者、卒業生、教育実習生等の教職員が職務上接する者の全部または一部)を保護の対象とする県市が10増加している。

2 周知・啓発について

(1) 研修・講習会等の実施

セクシュアル・ハラスメント防止を目的とした研修会の2004年度の実施状況は、35県市が実施済み、3県市が実施予定となっている。また、20県市が実施しないとしている。2000年の文部省調査では、前記「文部省通知」(1999.4.12)が出されてから2000年度までについて尋ねているため、53県市が実施済みまたは実施予定となっていたが、今回の調査では2004年度の実施について尋ねているために、2000年調査に比べて実施済みまたは実施予定の県市が減少していると考えられる。

(2) 研修会・講習会の対象者

研修・講習会の受講対象者は以下のとおりである。

対象者	全員を対象		一部を対象	
	2004	2000	2004	2000
校長	22	26	10	18
教頭	14	25	15	20
教員	7	8	26	34
事務	8	8	12	26

校長・教頭以外の教員全員を対象として研修を実施しているという県市は、各学校で全職員を対象とした研修を実施しているという実態であると思われる。

(3) 研修・講習会以外の周知・啓発方法の状況

研修・講習会以外の周知・啓発の方法については以下のとおりであるが(複数回答)、多くの県市が学校に対する通知の発出、職員だより等により周知・啓発を行っている。児童・生徒や保護者向けの周知・啓発やインターネットホームページへの掲載を行っている県市は少ないが、それでも2000年と比べると、増加している。

周知・啓発方法	2004	2000
各学校に対する通知	41	44
職員だより等	35	26
児童生徒・保護者向け啓発	4	1
ホームページに掲載	6	1
その他	9	13

3 相談・苦情への対応

(1) 相談窓口・相談員の設置状況

セクシュアル・ハラスメントに関する問い合わせ、相談、苦情等を受け付ける窓口は、すべての県市において設置されている。

設置場所、相談員・専門相談員の配置の状況は以下のとおりである(複数回答)。

	設置場所	相談員	専門相談員
教委	51	45	7
学校	33	25	2
その他	20	17	11

(2) 相談・苦情対応のためのマニュアルの作成状況

相談・苦情に対応するための担当者が利用するマニュアルについては、「作成している」は34県市、「作成していない」は24県市である。

2000年調査では、「作成済み又は作成予定」が39県市、「検討中」が10県市、「予定なし」が10県市であったので、2000年に「作成済み又は

作成予定」で今回「作成していない」という回答の県市に電話等で問い合わせたところ、結局「作成していない」という実情であった。

4 セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の 対応組織の整備状況

セクシュアル・ハラスメントが実際に生じた場合に対応するための組織の整備状況については、全ての県市で「整備している」という回答である。

対応組織の設置形式については、「委員会等を設置」が12県市、「既存の組織でセクシュアル・ハラスメントも対応」が40県市、「各学校の実態に応じて対応」が12県市である。

この設問に関しては、選択肢の一つが「教育委員会が設置し、対応する」となっていて、不明瞭であったため、これについてのお問い合わせをいただいたり、こちらからも確認させていただく必要が生じた。設問の意図としては、「その対応組織（委員会等）を教育委員会が設置する」というものであったが、言葉足らずであったため、回答にあたって、「教育委員会の責任で対応するのは当然である」ということから、混乱を生じてしまったと思われる。

(五十嵐とし江)

III 調査からみえること

以上の「調査のまとめ」からみえることとして、以下3点について述べる。

1 「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」

とは「児童生徒」を対象にしていない規程

「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」とは、学校が果たすべき職務である教育活動の関係者の間で起こるセクシュアル・ハラスメントである。セクシュアル・ハラスメントとは、文部科学省の規程（2001年1月6日、文部科学省への改組にともない、1999年3月の文部省規程を改訂したもの）によると、「相手を不快にさせる性的な言動」である。そして、同規程の補足説明

としての「通知」の中では、教育活動の関係者として、「職員」「学生等」「関係者」があげられ、それぞれ、「職員」とは、「教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、委嘱契約職員等」、「学生等」とは、「児童、生徒、学生、聴講生、研修生等」、「関係者」とは「学生等の保護者、関係業者等」と説明されている。また、「性的な言動」とは「性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動を含み、職場の内外を問わない」としている。

したがって、「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」とは、教職員、児童・生徒・学生、その他関係者の間で起こるセクシュアル・ハラスメントであるということは、当然認識されるべきことである。そして、セクシュアル・ハラスメントは、権力関係の中で起こるので、「男性+大人+教職員」対「女性+子ども+児童生徒」という大きな権力関係にある「男性教員」から「女子生徒」へという関係で起こることが多いが、男性教員から男子生徒へ、男子生徒から女性教員へ、男子生徒から女子生徒へ、等の関係でも起こる。なお、何がセクシュアル・ハラスメントであるかということに関しては、「相手を不快にさせる」ということであるが、それは「意図があるかどうか」ではなく、「相手が不快に思ったかどうか」によるということである。

しかしながら、「調査のまとめ」にみるように、県市（都道府県・指定都市教育委員会）のセクシュアル・ハラスメント防止に関する規程等が保護する対象としている者の中に、「児童生徒」や「保護者等の関係者」が入っていない場合がある。正確に言うと、規程そのものの中には、入っていない場合がほとんどである。それは、「調査の経緯」で述べたような規程等の制定に関わる事情から理解できるが、まず、「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」の問題が、「職場としての学校」に対する教育委員会の雇用管理上の配慮義務の問題として取り扱われ、それに関する規程として整備されたか

らである。しかし、その後、社会におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識の広がりや深まりの中で、教職員間だけでなく、教職員から児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの深刻さに人びとの目が向くようになり、多くの県市の教育委員会が、セクシュアル・ハラスメント防止に関して、児童生徒を対象とするようになってきていると思われる。

今回の調査に対する回答とあわせて送っていた「規程」を読んでみると、「規程が保護する対象者」の中に「児童生徒」が入っていると回答した県市の実態は、

- a. 規程に明記してある
- b. 規程とは別に「児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止について」という通知文を発出している
- c. 規程には明記していないが、体罰などの学校事故と同じように取り扱っている

というものであると考えられる。したがって、「規程が保護する対象者」の中に、「児童生徒」が入っていないと回答した県市においても、「児童生徒」に関するセクシュアル・ハラスメントを取り扱わないということではないと思われる。

以上のことから、「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」は「職員が就労上の又は学生等が修学上の不利益を受けること」（文部科学省規程）という「教職員の労働権」と「児童生徒の学習権（発達権）」を侵害する問題であるとらえ、その問題を取り扱う規程として改訂することが、社会的に求められるようになっていくと考える。

2 研修の重要性

毎年12月に文部科学省が、前年度の教師の懲戒についてのまとめを発表するが、ここ何年か「わいせつ教師、過去最多」という報道が続いている。「わいせつ行為等」（いわゆる「わいせつ行為」のほかのセクシュアル・ハラスメントも含まれるといわれる）による懲戒処分を受ける教員の数、毎年増加しているということであ

る。この中で、自校の児童生徒に対する行為によるものが過半数を占めているが、この数は、加害教員の処分に至ったもので、児童生徒が「不快に」思うセクシュアル・ハラスメントは、実際には、かなりの数で日常的に起こっている可能性がある。「わいせつ行為等」が実態として増加しているというよりは、自分に対する行為を「不快だ」と訴える子どもたちが増えてきたということでもあるのである。

子どもたちが、これまで「いやだ」と感じなかったのではなく、「こんなこと人に言えない」と我慢したり、忘れようとしたりしてきたのが、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉と認識がようやく子どもたちにも届くようになって、子どもたちが「訴えてもいいんだ」と思えるようになってきたということである。教員の側からすると、今まで「問題」とは気がついていなかったことを「セクハラ」と言われて、とまどうという場合もあるかもしれない。しかし、「セクシュアル・ハラスメント」は、人権侵害問題であり、法律で「問題」とされるようになった問題であるから、「気がつかなかった」「そのつもりはなかった」で済まされることではない。

したがって、きちんとした認識をもつことができるような「研修」が必須であり、公立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに対して配慮義務を有する教育委員会は、研修を実施する責任がある。そこで、調査の中で、2004年度中の研修の実施状況について尋ねたところ、「実施しない」という回答の県市が20あった。全体の1/3である。「実施しない」という回答の補足説明として、「各学校で実施するよう働きかけている」というのもあったので、「教育委員会としては実施しない」という場合もあるかもしれない。しかし、まだまだ「セクシュアル・ハラスメント」に対する認識が十分浸透しているとはいえない学校の実態であり、社会からも厳しい目が向けられている状況の中で、配慮義務の第一にあげられるべき「研修」の実施状況としては、全国的にみて、非常に問題であると考えられる。

さらに、セクシュアル・ハラスメントが起きた場合、被害者をそれ以上傷つけないで、問題をきちんと解決するためには、学校の管理責任者としての校長や教頭の適切な対応がとても重要なことになるので、とくに校長・教頭全員を対象にした研修が毎年行われることが求められる。また、研修の方法に関わる問題としては、被害者への対応や、プライバシーを保護しつつ解決すること等、複雑な状況への対処について学ぶために、講義をきくという方法ではなく、事例の解決をグループで考え合う等の参加型の研修方法で行うことが重要である。

3 児童生徒・保護者への周知・啓発

児童生徒は、「教員から児童生徒へ」「児童生徒間で」という関係の中で、セクシュアル・ハラスメントの被害者、そして加害者になる可能性がある。したがって、被害を受けたら誰に相談できるか、また、加害者にならないように、など理解するために、セクシュアル・ハラスメントについて、その子なりにきちんと知る必要がある。また、保護者は、自分自身が教職員との関係で被害者になったり、加害者になったりする可能性もあるが、子どもの「保護者」として、子どもが被害を受けたとき（あるいは加害者になってしまったとき）、適切に対応できるように、「学校におけるセクシュアル・ハラスメント」について、そして何ができるかについて知っておく必要がある。

しかしながら、今回の調査への回答のなかでは、「児童生徒や保護者向けに周知・啓発を行っている」という回答は、わずかに4県市だけであった。これはどういうことであろうか。一方で、「相談窓口を設置していますか」に対しては、すべての県市が「はい」と回答しているのであるが、そうした情報は、被害者となる可能性のある児童生徒には、ほとんど届いていないと推測される。セクシュアル・ハラスメントは人権侵害行為であるから、事実が認められ、その事実に対する加害者からの謝罪などによって、

被害者の尊厳が回復されて、「解決」となる。これが「被害者救済」の基本であって、そのためには、被害者が、自分が「不快だ」「いやだ」と思ったことがセクシュアル・ハラスメントであって、加害者がそれを認めて謝罪したと納得できるプロセスが必要である。したがって、被害者にも、加害者にもなる可能性のある児童生徒が「セクシュアル・ハラスメントとは何か」について、その子なりに理解できるようにしておくことは重要である。

児童生徒への啓発にあたっては、児童生徒が理解できるパンフレット等を作成する必要がある。それに要する費用と労力が問題となるのかもしれない。しかし、子どもたちが、セクシュアル・ハラスメントを受けたら何ができるか、そして加害者にならないために、という人権感覚を育てていくには、ぜひとも、子どもたちに「セクシュアル・ハラスメントとは何か」を伝えることが大切であり、そのために教師が使う教材としても、パンフレット等の作成が求められる。

次に、セクシュアル・ハラスメントへの対応システムについて、アンケートへの回答と合わせて送っていただいた規程や要綱から読みとれる実態を検討し、私たちが考える「被害者救済」の視点から提言する。

(入江直子)

IV 提言：セクシュアル・ハラスメントへの対応システムについて

セクシュアル・ハラスメント防止のための要綱やガイドラインの中に位置づけられている「相談への対応」あるいは「苦情相談への対応」という項目がある。その中には、相談窓口を設置することや相談員の選出方法、人員数、職務、相談員の守秘義務などが示されている。相談者の範囲は、教職員、児童生徒などの被害者から、被害を見ていた人やセクシュアル・ハラスメントをしていると指摘を受けた人（加害行為者）と規定しているところが多くある。

相談窓口の設置に関しては、多くの場合、校内窓口の設置と教育委員会内の設置の両方を示している。しかし、そこで選出される相談員の多くは学校長・教頭・主任・養護教諭などであり、一般教員からの選出を位置づけている場合でも学校長の任命となっている。また教育委員会内の相談員については、人事にかかわる部署（人事課・教職員課・給与課など）を当てているのが特徴である。これは処分決定に関わるということでは重要なことであり、当然必要な部署であると考えることができる。しかし、相談員と位置づけるにはかなりずれが生じる。何故なら相談を受けるという立場を離れざるを得ないことと、被害者に関わるという点では、どれだけ相談を聞けるか危惧するところである。

相談窓口は苦情や相談の受け皿である性質上、広いほうが好ましいし本来誰が相談を受けるかは想定できないものであり、誰が受けてもいいものである。誰が相談を受けても必ず集約されることを設けておく必要がある。それが専門相談員として利害関係のない第三者を相談員として置くことが望ましい方法と考えられる。しかし、学校単位で専門相談員を置くことが可能でないとするならば教育委員会が第三者の専門相談員を置くことを検討する必要がある。これは、極めて重要なことである。なぜなら学校内でも教育委員会内でも、多くの場合何らかの重要な役職についている人を相談員としてあてていることが読み取れる。しかし、セクシュアル・ハラスメントが権力関係のあるところで起こることは周知のことであり、一般教職員が窓口になっている学校長に相談できるかといえばできないことが多いし、これまでセクシュアル・ハラスメントが発生した学校において学校長が適切に迅速に対応した例はほとんど皆無に等しい。多くの場合、加害行為者を擁護し、学校の面子を考え、さらに自身の保身に傾いていくことがあるからである。教頭がもし、学校長から被害を受けた相談者から相談されたとして、適切な対応ができるだろうかと考えてみる必要がある。

また、養護教諭は窓口相談員として位置づけられなくても児童生徒の多くは心の悩みや身体の不調を訴えていけるところであり、学校内においては児童生徒との関係で力関係（教える、評価をするという関係ではない）が比較的弱いところである。相談員としては適任である可能性は高いが、後でのべる相談員の職務とされる事柄については児童生徒との人間関係が崩れる可能性が強いと考えられる。

さらに相談員の選出方法は学校長や教育長の任命というのでは、力関係を誇示しているかのようでもある。そのように大きな権力的立場に位置する人が選出する相談員に相談や苦情が持ち込めないのも頷けるところである。

次に職務とされる事柄について考えてみる。一番に気にかかるところは「被害者への助言・指導」という言葉である。被害者が相談を持ち込んだときには相談員はひたすら傾聴し、共感し、この被害をどうしていきたいかを相談者とともに考える手伝いをするものである。それが行動や言葉に対して助言されたり、まして指導されることがあると思うととてもその相談員にはものが言えないだろう。多くの場合「あなたがこうすれば、なくなると思いますよ」というように被害を受けたあなたが悪いといっていることになるからである。相談員がこのように対応するとしたら誰も恐ろしくて相談にはいけないことになる。また当事者間の斡旋ということも同様である。中には加害者への助言・指導を促すという職務をあてている要綱もあったが、加害者にも同時に対応することは極めて危険なこととして受け止める必要がある。相談員はあくまでも被害者の立場に立つ必要があり、被害者は解決への道を進み始めたとしても心の動揺はあり、悩みを聴いてもらいたいと思うものである。助言・指導・斡旋をした相談員はそれだけで信用されなくなってしまうと考えるべきである。被害当事者にとって効果的、最善の方法とは何かを真摯に考えることが大切である。

対応の仕方を全体的にとらえると、相談員が

相談もしくは苦情相談を受け、事実確認（調査）をし、加害者が被害者にどう対応したらいいかを助言・指導するというようになる。

相談員が複数配置されていたとしても、この一連の流れで解決に向けていけるとは考えられない。

相談員と事実調査をする担当は別立てであり、力関係のないところでの裁定がおこなわれることが大切である。この状況を把握して分離し、システムを持っている県市は数箇所であり、さらにシステムを分かりやすく図示している教育委員会も数箇所存在する。

例えば、セクシュアル・ハラスメント防止委員会や対策委員会を設けて相談が持ち込まれた場合は、一旦ここに集約される。構成委員も明記し教育委員会の関係者だけでなく教職員組合も構成員として上げられているのがある。しかし、これだけでは不十分でここに第三者として位置づけられる人を登用することも視野に入れてほしい。さらに誰が見ても分かりやすいシステムとして図式化しておくことが望まれる。

多くの教育委員会では、ガイドラインや要綱はいち早く策定されたものの策定がゴールラインであるかのような印象をもつ。先にあげたように第三者性を確保し相談員を外部から登用したものの、システムが動いていなかった例がほとんどである。対策委員会や防止委員会という名称はあってもその部署が全く機能していなかった。一度も顔を合わせたことがないところや委員会の構成メンバーであることさえ知らなかったというお粗末さである。要綱やガイドライン策定はゴールでなくスタートであることを知るべきである。

また、相談内容でなく進捗状況を記した文書が残っていない状況があるが、相談員が記入する相談記録用紙はあっても、解決に向けた経過や結果を記した文書が残っていない教育委員会が多い中で、引継ぎもなされていないことは頷ける。

また、教育委員会の担当部署が毎年人事異動

によって変わっている事実もあるが、この部署の重要性が低く設定されていることの現われである。

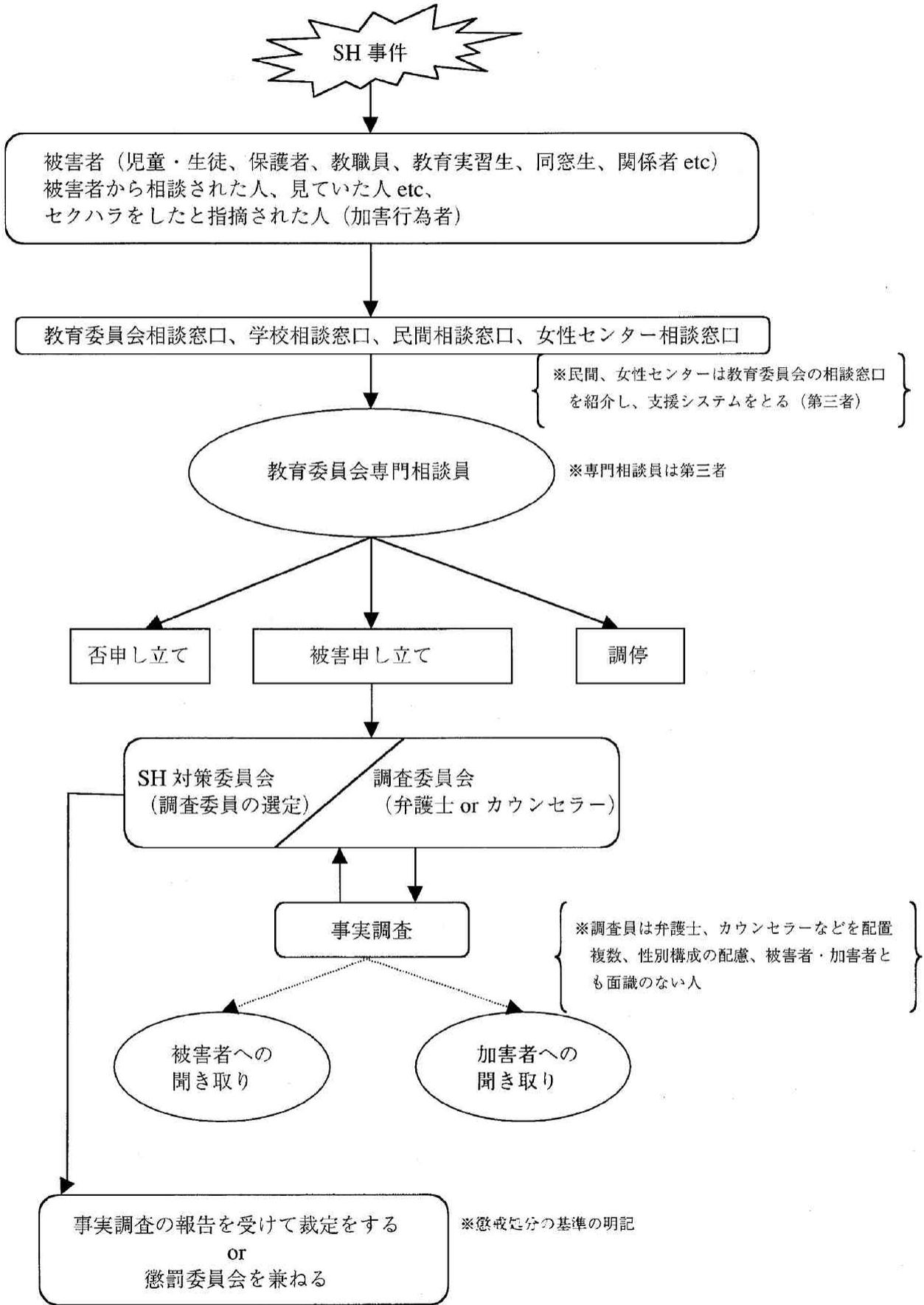
その中でも、以下の事例は注目される。大阪府教育委員会はシステムの中に第三者を設定している。鹿児島県教育委員会は相談と事実調査・確認を別々に設定し、また、学校長から事故報告をさせることをシステムの中に明記している。鳥取県教育委員会は対策委員会の責務の中で、緊急を要するものは直接県教育委員会への調査の要請を行うことができるとし、さらに対策委員会の開催回数を設定し、緊急時開催も明記している。

これらのシステムが機能できるようにすることが重要であり、策定後一度も目を通していないためにガイドラインがあることも知らない教育長や学校長がいることも事実である。錆付いたシステムは動かない。絶えず機能させ点検しながら進めることが被害を訴えた人が「相談してよかった」と言える信頼できるシステムを構築していくことになる。

次ページに、私たちが考える被害者救済のための対応システムを図示し、提言する。

（亀井明子）

被害者救済のための対応システム



V 参考：アメリカの学校におけるセクシュアル・ハラスメントの状況

日本の都道府県・指定都市教育委員会は、ガイドラインや対応マニュアルの整備などを通して、学校におけるセクシュアル・ハラスメントによろやく重い腰を上げて対応し始めてきている。一方、アメリカの場合は、教育法修正第9章（タイトル・ナイン）や教育省の公民権事務局（Office of Civil Rights）への苦情申し立て制度など、日本に比べて法的体系や被害者へのサポート体制が格段に整備されており、また学校で起きたセクシュアル・ハラスメント事件に対する訴訟も多い。

アメリカの教育環境におけるセクシュアル・ハラスメントを取り巻く状況を参考にすることで、今後、日本の学校におけるセクシュアル・ハラスメントに対応し、解決していく上での具体的な足がかりを見出すことができるのではなかろうか。

以下、アメリカの学校でのセクシュアル・ハラスメントについての優れた著作を2冊紹介して、問題点を分析し、解決への道筋を探っていきたい。

1 アメリカの学校とセクシュアル・ハラスメント

アメリカのK-12（幼稚園から高校3年まで）におけるセクシュアル・ハラスメントの状況・そして訴訟の実例について、詳しく紹介し分析・報告した優れた文献がある。Nan D. Steinによる『教室と法廷：K-12の学校におけるセクシュアル・ハラスメントと向き合う』⁽¹⁾である。雑誌の誌上調査や学校の協力による調査をアンケート方式で実施し、アメリカの学校におけるセクシュアル・ハラスメントの現状についてまとめあげている。この本にはスタインのセクシュアル・ハラスメントや性暴力に対する深い理解や数々の知恵が展開されている。

ナン・スタインは、「私は、実践家であり、作

家であり、調査員であり、活動家であり、また不本意ながら研究者でもある。」⁽²⁾と自己紹介しているとおり、中学校のソーシャル・スタディ（社会科）の教師、カウンセラーなどを歴任し、現在、ウェルズリー女子大学の調査員として精力的な活動を行い、多種多様なセクシュアル・ハラスメントの調査、研究に携わっている。

この本を読み始めてまず目を奪われるのは、学校の先生の、セクシュアル・ハラスメント行為に対する非常にまずい対応である。毎日昼休みになると男子生徒に学校のすみずみまでしつこく追いまわされ、おなかや足を蹴られ続けた11歳の女子生徒が、たまりかねて先生にそのことを伝えようとしたとき、先生は加害男子生徒にこう言ったという。「そんなにあの子が好きなら、行って電話番号を聞いたらどうなの。」（... “If you like her so much, ask her for her phone number.”）⁽³⁾ ここにはそのように対応された時の被害者の落胆やはがゆさ、被害者から大人には「伝わらない」という、セクシュアル・ハラスメント問題の重要なポイントが浮き彫りにされている。この本は、「自分が見なかったことは起きなかったこと」（... If I don't see it, it's not happening.）⁽⁴⁾と勝手に断定して見過ごしてしまう大人の傲慢さ・怠慢の指摘に始まる。我々は、指摘されたこのポイント、被害者の悲鳴と大人の怠慢を心に留めた上で、続けて全米規模の詳細な調査の軌跡をたどり、セクシュアル・ハラスメントの本質に迫ることができる。

(1) 「学校でのセクハラ：調査によれば、学校ではジェンダー・バイオレンスが公然と行われている」

① 雑誌セブンティーン誌上による調査

雑誌セブンティーンは全米の十代の女子に最も読まれている雑誌であり、1,900万人の定期購読者を持ち、800～1,000万冊の店頭売り販売数を誇っている。

1992年9月のセブンティーン誌上に高校女子のセクシュアル・ハラスメントについての記事と

ともに、セクシュアル・ハラスメント調査が掲載された。11個の選択式の質問と2つの記述式の質問によるものであり、ウェルズリー大学の調査センターと、全米で最も歴史ある女性人権基金のリーガル・モーメンタムの協力によって調査の問題が作成され実施された。ナン・スタインは調査集計と結果の分析に参加した。1992年9月末までに寄せられた4,300通の回答の中から無作為に2,002通の、9歳から19歳までの女子の回答を選んで、結果分析が行われた。送られてきた封筒の上には、「緊急!」とか「すぐ開けて!」「お願い、読んで!」などというメッセージが書きつけられているものがおびだたしい数で存在したという。調査の記述式の質問は、「学校はセクシュアル・ハラスメントを防止するために何をすれば良いと思いますか」と、「もしあなたが学校でセクシュアル・ハラスメントを受けているとしたら、それを受けて、どんな気持ちになりましたか」というものだが、回答者は自分で回答の内容を展開させ、事こまかに回答しているという。その記述式の質問の回答から読み取れる要素を大まかに3つのポイントにまとめると、以下のようなになるようだ。

- a. セクシュアル・ハラスメントは、公然と広範に行われており、傍観者がおり、その傍観者が、教員もしくは学校職員である場合も多い。
- b. 女性は受け身の犠牲者である、という古い固定概念に反して、セクシュアル・ハラスメントの被害者は受け身ではなく、その行為に立ち向かって行く傾向があること。
- c. 被害者が学校の職員にセクシュアル・ハラスメント行為について知らせると、被害者の話はたいがい退けられるか、つまらないこととみなされること。

選択式のデータをまとめると、最も一般的なセクシュアル・ハラスメント行為は、性的な言動、仕草、目つきなどであり、実に89%もの生徒がそれを体験している。さわられたり、つねられたり、つかまれたりした、というケースは

83%、前年から毎日のようにセクシュアル・ハラスメント行為を受けているケースが39%もあり、行為を受けた1/3という高い割合で第三者(目撃者)がその場に居あわせた。良い点としては、被害者の2/3がその行為をやめるようにと言葉で言い返し、1/3以上が自らの身体を使って抵抗し、1/3が友人・親・教員にその行為について知らせていた。

傍観者・目撃者がいたセクシュアル・ハラスメント行為のうち、その行為が起こった場所を問うと、圧倒的に複数回答が多く、94%がなんと「教室」、76%が「廊下」、69%が「校庭」や「駐車場」と答えている。

この調査の限界は、回答者が全員女性のセクシュアル・ハラスメントを体験した人たちだけであり、自ら進んで報告してきた意識の高い人たちだけなので全米の傾向として一般化できるものではない、とスタインは述べているが、セクシュアル・ハラスメントの本質をとらえた衝撃的な分析結果となっている。

続いて、具体的な回答事例が引用されていて、セクシュアル・ハラスメントの展開と二次被害の様子、被害者が自尊感情を傷つけられていく過程が克明に分析されている。顕著なものを以下に紹介する。

In my case, there were 2 or 3 boys touching me, ... And I'd tell them to stop but they wouldn't! This went on for about 6 months until finally I was in (one) of my classes in the back of the room minding my own business when all of them came back and backed me into a corner and started touching me all over. So I went running out of my room and the teacher yelled at me and I had to stay in my seat for the rest of the class. But after the class I told the principal, and him and the boys had a little talk. And after the talk was up, the boys came out laughing cause they got no punishment .

(12-years-old, Mexico-American, Saginaw, Michigan) ⁵⁾

私の場合は、2~3人の男の子が私のことをいつもさわっていました。やめるようにいったのに、やめないの！これが6ヶ月ぐらい続いて、とうとうある授業の時に、教室の後ろで知らないふりをしていたら、みんなが後ろにせまってきて、教室の後ろの角の方に私を追いつめ、体中をさわりはじめました。だから走って教室を出たら、先生にどなられて教室に呼び戻されたので、残りの授業も自分の席にいなければなりませんでした。授業の後で校長先生に話したら、校長先生と男の子たちが短い話し合いをしました。話し合いのあとで男の子たちは笑いながら戻ってきました。何にも罰を受けなかったからです。(12歳 メキシコ系アメリカ人 サギノー、ミシガン州)

いくつかの回答事例を受けてスタインは以下のようにまとめている。つまり、学校ではセクシュアル・ハラスメントはごく当たり前で、よくあること、いつものことで、公然と人前で行われており、大抵は大人（主に教員）の目撃者がいる。被害者は大人に、この行為について、目で見て被害者の視点で感じ取ってほしいが、大人はそれをセクシュアル・ハラスメントとは呼ばず、事件の事実確認もしなければ加害行為をやめさせることさえしない、というのだ。被害者たちは何度もこのことを大人に伝えようとするが、わかってもらえず、その結果として、自尊心を深く傷つけられ、自分が悪いのだと自分を責める。また、恐怖心、報復への恐怖、悲しみ、怒りなどに苛まされるが、だれにも言えない、という悪循環に追い込まれる。

I feel terrible. I felt it was my fault, but it wasn't. I didn't tell teachers or the principal what happened. I think my problem is being scared. I'm scared they're going to do something worse if I tell. (12-years-old, Mexico-American, Texas)⁽⁶⁾

ひどくみじめです。私のせいだと思ったけど、でもそうじゃないはず。先生や校長先生には何

が起こったか言いませんでした。問題は私が怖がっていることなの。もし言ったらあの人たちがもっとひどいことを私にするのが怖いんです。(12歳、メキシコ系アメリカ人、テキサス州)

この調査から、スタインは、大人は、「見ていないことを起こらなかったこととする」のはもちろんのこと、もっとひどいことに、「(大人は、)見ていても信じない」(Seeing is not believing)⁽⁷⁾のもの、と指摘する。「学校はドメスティック・バイオレンスの悪循環をトレーニングする場所となっている」と学校の実態を酷評している。まわりの大人（主に教員）は被害者の言うことを信じず、被害者を助けることもしない。信じてもらえなかった被害者はひどく打ちのめされ傷つく。その一方で、加害した男子生徒は許され、罰を受けない。さらに加害者は先生から「セクシュアル・ハラスメントを行ってもよいという無言の許可」を得て暴力的な関係性をパターン化してエスカレートさせて繰り返す。傍観者たちの間には「セクシュアル・ハラスメント行為は許されるらしい」という雰囲気伝わり、次は誰が被害者になるか、という恐怖が振りまかれ、だれもこの行為をやめさせることはしない。学校ではセクシュアル・ハラスメント、性的な攻撃、暴力的なわいせつ行為が公然と日常的に繰り返され、それらはふつうで一般的なできごととしてノーマライズ(normalized)⁽⁸⁾される。スタインは、このような劣悪な学校環境を経験した生徒たちが大人になったときの人生に与える悲劇的な影響や関連について憂慮し、それに対する調査すら全く行われていない、と述べている。

② 敵意ある廊下：AAUWによる調査(1993)

アメリカの有力調査機関のルイス・ハリス社とスコラティック社、そしてAAUW(全米大学婦人協会)の基金の協力によって第二の調査が行われた。スタインは、この「敵意ある廊下」と名付けられた調査によって、アメリカのセカン

ダリー・スクールには、全米的な「セクシュアル・ハラスメント文化」(culture of sexual harassment)⁹⁾が存在することがわかった、と結論付けている。この調査結果を検証すると、深刻なセクシュアル・ハラスメントが広範に起きていることがわかり、「文化」という、誇張とも思えると考え方が、実は的確なと考え方であると確信するようになる。調査母体は、グレード8から11(中学校2年から高校2年)、79校の公立学校の男子828名、女子779名;計1,632名であり、アメリカのその年頃の学生の実態を示す信頼できるサンプリングとなっている。この調査は40の質問からなっており、その項目は以下のようなものに分類される。「セクシュアル・ハラスメント行為の頻度と永続性(身体的、非身体的)」「最初にその行為があったときの行為の度合」「大人から子どもへの行為の頻度」「生徒間での行為の頻度」「行為の場所」「教育・学習への影響(不登校、転校など)」「どういう気持ちになったか(困った、怖かった、混乱した、など)」「その後どうしたのか(避ける、席替える、友達や通学ルートを変える、など)」結果は驚くべきことに、雑誌セブンティーン誌の誌上調査とほとんど似通ったものとなった。実に81%もの生徒が、学校でセクシュアル・ハラスメントの被害を受け、その場所として、66%が最低でも1回は「廊下」でセクシュアル・ハラスメント行為による被害を受けており、55パーセントは「教室」、43%は駐車場以外の「校舎の外」、39%は「体育館やプール、遊び場」、34%は「学生食堂」、19%は「更衣室」、10%は「トイレ」を指摘している。

セクシュアル・ハラスメントの型としては、性的な言葉、冗談、しぐさなどが最も多く、女子で76%、男子でも56%に登った。実際にさわられたりつねられたりつかまれたりしたケースが女子で65%、男子でも42%も報告された。性器を見せられるケースも女子で49%、男子で41%、性的なうわさを流布されたのは女子で42%、性的なやり方で服を引っ張られたのは女子で38%、

性的なやり方で進行方向をはばまれたのが38%、性的指向(ホモセクシュアルなど)を揶揄されたのが男子で23%報告された。いずれも非常に高い割合で、生徒たちが学校内でセクシュアル・ハラスメント行為を経験していることを実証する結果となった。さらに衝撃的なのは、53%の生徒たちがセクシュアル・ハラスメント行為の「加害者」にも「被害者」にもなった、と答えていることで、2/3(66%)の男子、そして半分(52%)の女子は「自分は加害者であった」と報告した。関連項目には「セクシュアル・ハラスメントは学校生活の一部である」というものがあつたが、この項目を、セクシュアル・ハラスメント行為常習者の37%、性差別的思考を持つ人の41%の男子、31%の女子、が選択した。他にも「人はセクシュアル・ハラスメント行為を好むと思う」「友人にその行為をするようながされた」「その人物とデートをしたかった」「その人物から何かを手に入れたかった」「自分の影響力を示してやりたかった」などの項目を選択した人もいずれも20%前後見られた。被害は受けても加害行為はしなかった人は、学生男子で7%、女子で31%に留まり、学校でまったくセクシュアル・ハラスメント行為を経験したことが無い人は女子で1.4%、男子で9.3%と、とても少ない割合であった。

セクシュアル・ハラスメント行為を受けた後の影響については、「学校へ行きたくない」「無口になった」が女子で32~33%、「不登校・授業に欠席」が女子で24%、学力低下が女子で23%、「転校を考えた」が女子で18%に登り、いずれの項目でも男子は女子の1/3以下の割合となった。

スタインによれば行為を受けた後の精神的な面での影響としては、困惑する、自意識過剰になる、自信や自尊心の低下、幸せでロマンティックな人間関係を築けるかどうか不安になる、人気が無くなる、などが挙げられるという。行動の面では、人を避ける、ある特定の場所を避ける、登下校の道を変える、クラブ活動などを辞

める, などがあるという。

③ USA ウィークエンド誌上調査 (1996)

第三の全米調査は, 約 22 万 2 千人 (男子 44 %, 女子 56 %) という大規模な調査母体を持つもので, 1996 年 9 月 8 日の雑誌 USA ウィークエンド誌上の調査である。日本の小学校 6 年生から高校 3 年生に当たるグレード 6 からグレード 12 の生徒を対象としたものであったが, ここでもまたセクシュアル・ハラスメント行為はとても日常的に起きる経験であるという結果が出た。2/3 が雑誌の調査に直接回答したもので, 残り 1/3 は教員の指示によりテレビ番組視聴をとおして行われた。81 % の女子, 76 % の男子が何らかのセクシュアル・ハラスメント行為を経験したことがあり, セクシュアル・ハラスメント行為を経験したことがないケースは女子で 19 %, 男子で 24 % にとどまった。

④ 調査のまとめ

3 つの全米規模の調査の結果を分析したスタインが最終的な結論として述べていることは, まず第一に, これらの調査で生徒たちが示したデータと結果については「信じるに足るものである」ということだ。そして, 長期的な調査・研究や加害者と被害者の関係についての追跡調査が是非とも必要であること (加害側と被害側は友人・知り合いであることが多いため), セクシュアル・ハラスメント行為を防止したり減らしたりする介入策の「効果のほど」を研究すること, などが今とても必要であると述べている。また, 被害者からの苦情や訴訟も, この問題を忘れさせないために緊要であるとスタインは考える。この本には続けてアメリカにおける具体的な訴訟の例が紹介されている。

(2) 訴訟と苦情—学校でのセクシュアル・ハラスメント行為の証拠

スタインの主張点は, アメリカには, 法律としては教育法修正第 9 章 (Title IX, Education

Amendments) と, 相談機関としては教育省に OCR (Office For Civil Rights) と呼ばれる苦情申し立てのための機関があり, そのことがセクシュアル・ハラスメント問題の解決の要になっている, という点である⁽¹⁰⁾。スタインはこのタイトル・ナインという法律と OCR を柱に, セクシュアル・ハラスメント問題の解決に向けた道筋を力強く示してくれている。

訴訟の例としてはレイプ事件, 性的中傷を含む落書き事件, 女子フットボールチーム集団訴訟など, 様々な訴訟の事例とその展開の過程が詳しく述べられている。

苦情申し立ての例としては, 同性の間で性的うわさを流すなどの事例, 男子小学生に対する性的いたずらの事例, 「ゲイ」などと称して性的指向を中傷する事例などが挙げられている。

スタインによれば殆ど全ての訴訟や苦情申し立て事例において, 以下の 3 つの共通点があるという。

- a. セクシュアル・ハラスメント行為の日常性
- b. 被害者が受身ではなく, 訴えを起こすこと
- c. 学校側 (教員) がそれを否認したり, 被害者の訴えを信じなかったり, つまらないこととみなしたりすること

である。

まず, 代表的な訴訟の事例としては「フランクリン事件」が挙げられており, スタインはこれを「今後の道しるべとなる判決」(Landmark Decision)⁽¹¹⁾としている。15 歳の公立学校の女子生徒フランクリンが 3 回, 校庭で先生に性行為を強要された。彼女はこのことを信頼できる先生と学校側に報告したところ, 学校側は被害者フランクリンに対して, 先生を辞めさせるから両親やボーイフレンドなどには話さないようになどと指示したという。この教員は辞職した。フランクリンは「性的差別を受けた」という理由で最高裁で完全に勝訴した。タイトル・ナインが施行されて 20 年の歴史の中で, 最高裁が「性的差別のない環境を作るのを怠った」という理由で学校側の過失責任を認めた最初の例であ

ったという。

テレビなどでも取り上げられた有名な事例である15歳のケイティー・ライルの事例は、「性的な落書きをされた」というものである。その落書きは男子トイレと校舎3階の壁に、「ケイティーは娼婦」に始まり、被害者の性器について述べられた、極度に下品で読むに絶えないものであった。驚くべきは学校の怠慢で、「校舎の塗り替えの時期はまだ来ていない」という理由で、落書きはそのまま16週間も放置されたという。ひどいことに校長は、「誰も読まない」「それが君の心を強くする」などと豪語したという。

落書きはケイティーの兄が「ほんの数分」で消した。しかし落書きは消えてもスクールバスや教室での性的中傷は続いた。ケイティーは1991年にミネソタ州で勝訴し、1,500ドルの賠償を受けた。学校側はセクシュアル・ハラスメントをなくすための訓練プログラムを生徒と学校職員に対して行うよう命じられた。

スタインは、大人から子どもへの場合（学校職員から生徒）と、子ども同士（生徒間）の場合で事件の扱いに違いがあり、特に生徒間のセクシュアル・ハラスメント事件の場合、「学校側が、生徒の個人的生活を管理する責任を有するかどうか」という点と、「学校が、性的差別の無い環境を提供する責任があるかどうか」という点が争点となり、判断や法の解釈において混乱を極めている、と言っているが、それがアメリカの実情のようだ。

生徒間のセクシュアル・ハラスメントについては、州や学校区により、判決が分かれている。学校区によって全く正反対の判決が出ているのだ。加害生徒に胸や性器をさわられ、性的暴言を繰り返された女子生徒の訴訟は、ジョージア州において「学校には生徒の生活を管理する責任は無い」とされ、敗訴。二審に控訴したところ、転じて「学校側が性的屈辱を受けるのと引き換えにでないと学習権を与えないのは不当」として勝訴。学校側が最高裁へ控訴して、現在（この本の執筆時）、係争中の状態だという。

さまざまな訴訟が出てきている中、学校もいろいろとセクシュアル・ハラスメントについての対応を行い始めているが、学校側が必死になって被害者に訴訟を起こさないようにと働きかけを行っていることをスタインは憂慮し、批判している。

訴訟や苦情の例をまとめた上で得られる「教訓」として、スタインは以下の点を挙げている。

- ・事件を生徒の視点で考えること。
- ・たった一つの事件でも、学校全体へ与える影響についてよく考えること。
- ・大人の対応、もしくは対応しないことが生徒にどんなメッセージを与えるかを広い視点から考えること。
- ・生徒の申し立ては、どんな場合でも詳しい調査に値するとみなすこと。

これらの「教訓」はまさにスタインが現場経験と地道な調査経験から我々に提供してくれたもので、非常に奥深い意味合いを持っている。

(3) さまざまな問題と解決策

本の後半では、以下のような問題点が議論される。「セクシュアル・ハラスメントと名付けられ分類される性暴力やジェンダー・バイオレンス行為の犯罪性をどのように扱うか」「小学校生徒間のいじめや遊びの中での男女間のいじわるをセクシュアル・ハラスメントとして扱うかどうか」「表現の自由を言い訳にしてセクシュアル／ジェンダー・ハラスメント行為を継続することは許されるかどうか」「性差別主義者のふるまいのひとつひとつをすべてセクシュアル・ハラスメントと決めつけることの是非」「セクシュアル・ハラスメント訴訟が起きたことを理由に校内で手をつなぐのを禁止するなどの形式的な禁止策を導入することの是非」「冤罪やうその申し立ての問題」「セクシュアル・ハラスメント行為に至った理由を女子の誘惑とか挑発的な服装のせいにできるかどうか」「服装などのルーズさ・規律という点において男子に甘く女子に厳しいというダブル・スタンダードの問題」「訴訟

予防のために厳しく形式的なルールを掲げることの是非」「学校に警察を呼んでハラスメント行為の犯罪性を誇張して生徒に伝えることの是非」「スポーツサークルでの男子新生生に加えられる性的暴行の問題」などである。これらの問題を解決するためのポイントとしてスタインが提示している点を短くまとめると、以下のようになる。

- ・ドメスティック・バイオレンスや性暴力防止の活動をしている団体と協力すること。
- ・タイトル・ナインは学校での「言葉を浄化する法律」として用いられるべきである。
- ・セクシュアル・ハラスメントの問題は、安全な学校を創ること、社会的正義や民主主義への関心を学校に吹き込むことを視野に入れながら考えるべきだ。
- ・セクシュアル・ハラスメントはジェンダー・ハラスメントの土台の上にあるもの、という理解をしっかりとする必要がある。
- ・安易に規則によって裁くのではなく、生徒との話し合いの機会や生徒の議論の機会を設ける。
- ・「生徒（十代）のカウンセラー」の意見を取り入れることが重要。
- ・「性差別」(sex discrimination)⁽¹²⁾ という語の概念と定義をもっと広く解釈することを生徒達にもっと教えるべき。
- ・「性差別」という語の持つ意味合いについてより深く理解すれば、ちょっと見たところ性差別的に思えることをすべて犯罪と決めつけるようなことは少なくなる。

いずれにも深い洞察があり、問題解決に向けて立ち上がる際の道しるべとなる貴重な意見である。

このような学校でよく見られる問題点をひとつひとつ考察しながら、スタインはセクシュアル・ハラスメントを防止する策として、以下のようなことが大切である、と具体的な対策をまとめている。

a. 学校側の対応

- ・学校職員の意識を高める…講義式の研修ではなく、相談者と一対一の半日「苦情処理員」として活動する、など実地での研修を行う。
- ・他の学校、家庭内暴力や性被害を防止する団体などとネットワークを持つ。
- ・加害者が被害者に近づいてはいけない、あるいは校内で一時的に行動を制限する、という命令を罰則規定を設けた上で実施する。

b. 対策と研究

- ・セクシュアル・ハラスメント調査を再度検討し直して行う。「十代の相談員」の意見を取り入れて質問を発展させ、十代の人々にプレテストを行ってもらおう。
- ・加害者が被害者に近づかない方策を積極的に取り入れる。
- ・家庭内暴力や性被害を防止する団体がさまざまな政府の基金に申請することを許可し、それらの団体の学校での活動を促進する。
- ・ジェンダー・バイアスに原因を持つ犯罪を、憎悪罪の定義に加える。
- ・性暴力の定義を国の省庁や調査に浸透させ定着させる。

最後にスタインは、大きな会場における講義より、個々の教員が「教室の授業」でセクシュアル・ハラスメントについて語りかける事こそが重要であり、その話をいつでも行える雰囲気作り、そのあとそれらを生徒間の議論へと深めることの大切さを指摘している。これらの授業を展開させるためには、基本として教員の側に、セクシュアル・ハラスメント行為をジェンダー・バイオレンスとして捉える素養がどうしても必要であることも指摘している。

スタインは、学校のカリキュラムや教育学に平等の意識や不正を摘発する批判の視点を吹き込み、生徒の心の内に、教材のなかに隠れたジェンダー・性差別の意識があることを見つけ出せる能力を育てることこそ大切である、と述べ

る。平等と不正を見逃さない批判の眼が、思いやりの心を育て、セクシュアル・ハラスメント行為の傍観者を「社会的正義を創り出す人」へと転身させる、というのだ。

この本は、中学校2年の、セクシュアル・ハラスメントについての学習を学年全体で行っている生徒たちの言葉で終わっている。生徒たちは、学校にはセクシュアル・ハラスメントが存在することをはっきりと認識しており、その授業のおかげで、日頃繰り返されていたセクシュアル・ハラスメント行為が止んだことを心から喜んでいる。学年全体がその授業を行うことで、先生のいない昼休みにもセクシュアル・ハラスメントについての授業の話題で持ちきりになっていること、ゲイやレズという言葉を用いる人はもういないこと、等を喜ばしげに報告している。

「見ていないことは起こっていない」「見ても信じない」としていた教師の姿勢とこの生徒たちの間には、どれほど開きがあることか。セクシュアル・ハラスメントの防止には、教員の高い意識とそれを活用した授業を教室で行うこと、そして性差別意識の無い、品のある正しい言葉を学校中の生徒に使わせることにキーポイントがある、とスタインは伝えている。生徒を導く教員や大人の力量や才覚が、今まさに必要とされているのだ。「大人に伝わらない」いらいらを生徒に抱えさせるのではなく、「大人の側から生徒に伝える」平和主義、民主主義、社会的正義の力強い、積極的なメッセージこそ、セクシュアル・ハラスメントを防止する力である、とスタインはわれわれに静かに語りかけている。

(細井とし子)

2 学校におけるセクシュアル・ハラスメントと差別

以下は、トレーシー・トルーリー著『十代の権利～十代の若者と彼らの生活に関わる大人たちへの法律ガイド』⁽¹³⁾に収められている第7章「学校におけるセクシュアル・ハラスメントと差別」の紹介である。

別」の紹介である。

書名から明らかなように、本書は、アメリカの十代の若者の権利と彼らの生活をめぐる様々な問題に関して、弁護士立場から、その法的側面を解説し、若者とその保護者に実践的なアドバイスを提供するものである。全体は、学校、家庭、身体、仕事、財産、そして法廷、の6つの領域をとりあげた6部構成になっており、本章は、第一部「十代と学校」の中に収められている。

アメリカにおいては、学校で起こるセクシュアル・ハラスメントは、教育における差別の問題として位置づけられている。従って、ハラスメントを行った本人の加害責任とは別に、雇業者、そして教育サービス提供者としての学校区(school district)⁽¹⁴⁾の法的責任が厳しく問われることになる。ここでは、生徒が被害を受けた場合、学校区の行政責任をどのように問うことができるか、という観点から、多くの判例をもとに分かりやすく解説している。また逆に、十代の生徒が加害者として告発された場合、自己の権利を守るための留意点はなにか、という問題も取り上げている。それぞれの問題に対する簡潔な助言が「ヒント(tip)」という短い形で随所に挿入されており、すぐに役に立つ「法律ガイド」として興味深い。

大人である学校関係者がセクシュアル・ハラスメントを行った場合の加害者責任については、「法定強かん罪」への言及以外、ほとんどふれられていない。ここでは、あくまで十代の生徒に焦点があてられ、彼らが被害を受けた場合の学校区に対する訴訟に主たる関心がおかれている。日本ではいまだ、学校でのセクシュアル・ハラスメント被害に対する教育行政担当部局の法的責任が明確になっておらず、この章から私たちが学ぶべき点は多いと思われる。

つぎに内容を簡単に紹介したい。冒頭の説明を引用してみよう。

“連邦政府から資金を受けている学校はすべて、一方の性に与えられている機会がもう一方の性に与えられない場合、もしくは、生徒がセクシュアル・ハラスメントをうけている事実を学校が知っていながらそれを容認している場合、法律違反となる。前者は、とくにスポーツ活動への参加の機会をめぐる問題であり、後者は学校教職員と生徒の関係においてどのような行為が許容されるのか、という問題に関わってくる。”
(p. 47)

最初に検討されているのは、「ハラスメント加害者が学校教職員の場合」である。学校におけるセクシュアル・ハラスメントは、法的には、「教育上の差別の一形態」と見なされ、この分野の訴訟はスポーツの機会均等問題と同様に、教育法修正第 9 章（タイトル・ナイン）⁽¹⁵⁾に基づいて行われる。職場におけるセクシュアル・ハラスメントと同様、ハラスメントは 2 通りのタイプに分けて考えられている。一つは、教員が性的関係と引き替えに成績や卒業の便宜をはかるような「対価型」、もう一つは、生徒が学校づくり出す「敵意ある環境 (hostile environment)」によって被害を受ける「環境型」である。何が「敵意ある環境」の構成要件であるかに関しては、確固たるルールがあるわけではなく、これまでの判例によって理解を深める必要がある、という。

●フランクリン対ゲイネット郡公立学校区事件

1992 年連邦最高裁の判例。女子高校生が、コーチでもあった教員から継続的にセクシュアル・ハラスメントを受けた事件である。コーチは、彼女に対して性的な会話やキスを強要したほか、三回にわたって彼女をクラスから連れだし、学校内でレイプした、という。学校区はこうした主張を受けて調査を行ったが、コーチに対する告訴を取り下げるように彼女に圧力をかけた。最終的にはコーチは学校区と取り引きし、彼に対する法的手続きをすべて取り下ることを交換条

件に辞職することが許された。

一審と控訴審では、ともに学校区に対する訴えが棄却されたが、連邦最高裁はこれを覆した。

この先駆的な判例によって、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、1972 年の教育法修正第 9 章（タイトル・ナイン）に則り、学校区に対して金銭的損害を求める訴訟を起こすことが可能になった、という。この事件は、前節ナン・スタインの著作の中でも取り上げられた画期的なものである。さらに、つぎのような判例も紹介されている。

●ネルソン対アーモント地域学校区事件

1996 年に結審したケース。高校 2 年生で 17 歳の少年が、1993 年に薬の過剰服用事件を起こした。息子の飲んだ薬を探そうとした両親は、彼の部屋で英語の女性教員からのメモや手紙を発見した。二人はデートを重ねていたが、性交には至っていなかった。学校関係者からの苦情により校長は調査を開始したが、二人とも不適切な関係の存在を否定したため、調査を中止した。その後、少年は教員との関係を終わらせたいと望んだが、教員はその決定を受け入れず、関係を続けるよう彼に圧力をかけた。彼が薬による自殺未遂を起こしたのはこの時期であった。校長は新たに調査を開始し、二人が外で会っている所を目撃した教員が数人いることを知った。

裁判官の決定は、こうした事実は訴えが法的に有効である事を示すに十分であり、学校区側の対応が適切であったか否かは陪審の決定に任される、というものであった。

生徒側が実際に裁判に勝つことができるか否かは、それぞれのケースの事実関係によると、著者は指摘している。また、学校区の責任の有無に関しては、裁判所によって異なった基準が出されている。しかし、最も重要な点は、学校区側がセクシュアル・ハラスメントの事実を知らず、それに対して行動する事を怠ったか否

かにある、という。

次に紹介するのは、訴えが認められなかった例である。

●アベイタ対チャマ・バリー独立学校区第19事件

1996年のこの裁判は、生徒側の敗訴に終わっている。小学6年生で12歳の少女は、「あなたのことが好き」と書いたクラスのある男の子へのメモを担当にクラスの前で読み上げられ、その教員に売春婦と呼ばれた。それを聞いたクラスメートたちは彼女を同じように呼び、休み時間や昼食時に彼女をからかいやあざけりの対象とした。教員はその後一ヶ月半にわたって彼女を同じ言葉で呼び続けた。その時点から彼女は不登校になり、保護者は訴訟を起こした。

担当裁判官は、このケースはセクシュアル・ハラスメントに該当しないと考え、生徒側は敗訴した。

なぜ上記の行為はセクシュアル・ハラスメントに該当しないのか、また裁判所間の判断基準の相違をめぐってどのような争点があるのか、等に関する言及はない。本書が、弁護士による、十代とその保護者に対する「法律ガイド」として書かれている、という性格からくるものであろう。しかし、著者は、上記の判例から学ぶ点が多いとして次のようにコメントしている。

“行為がひどければひどいほど、生徒側が勝訴する可能性は高い。しかし、最終決断は、起こった事柄について裁判官、そしておそらく陪審がどう考えるかによってなされる。もちろん、学校区は生徒と学校区職員との間の性的関係を禁止する規定や法的手続きを文書として整備している。” (p. 50)

次に著者が指摘するのは、被害者である生徒の年齢から来る問題である。教員、コーチ、ま

たは事務職員、といった職種を問わず、大人が、ある一定年齢に達しない子どもと性的関係を持った場合は、刑事犯罪になりうる。

“アメリカではそれぞれの州に、大人と子どもの性的関係を取り扱う法律がある。(中略)一般的に、13歳の生徒と関係した教員は、「法定強かん罪」で有罪となるだろう。それは、法律上、どのような性的関係も「自動的に」強かんとみなされる、ということである。つまり、一定年齢に満たない未成年は(その年齢は各州によって異なる)、法的には性行為に合意する能力をもっておらず、その生徒の意志は、相手の大人が強かん罪で有罪であるか否かを決定する要因とはならない。” (p. 50)

そして、十代の生徒とその家族に対しては、次のように具体的にアドバイスしている。

“もしあなたが学校の職員から性的接触をうけたら、毅然としてその誘いを断り、直ちにその出来事を両親と学校区に報告すべきである。学校長にも知らせるべきである。もし、校長がそのような誘いをかけた人間であったなら、その上の管理職に訴えなさい。あなたが満足できる反応がえられるまで、指揮命令系統を上へと辿って行くべきである。また、合衆国教育省の公民権事務局 (Office of Civil Rights) に苦情を申し立てることもできる。

もし学校区がハラスメントを止めさせるために何もしないようであれば、家族とともに弁護士に相談する事を考えるべきでしょう。上に述べたような法的基準を満たしていれば、学校区から賠償金を取ることもできるかもしれない。” (pp. 50-51)

さらに、「先にセクシュアル・ハラスメントに対応し解決する機会を学校区に与えなければ、あとで学校区を訴えることはできない」、また、「このタイプの訴訟は非常に複雑なので、保護者自

身が法廷で代理人となることは避けるべきである」と付け加えている。

つぎに、「生徒間のセクシュアル・ハラスメント」がとりあげられている。

学校の教職員だけが生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの加害者であるわけではなく、他の生徒が加害者になることも多い。もちろん、「一定の基準が満たされるならば、生徒間のハラスメントも違法なセクシュアル・ハラスメントと見なされるし、学校区を訴えることもできる」という。「連邦教育省は、ある一連の事実が実際にセクシュアル・ハラスメントかどうかを決定する際に考慮すべき諸要因のリストを発行している」として、次のような項目を挙げている。(p.51)

- ・その行為が一人またはそれ以上の生徒の教育に与えた影響の程度
- ・その行為のタイプ、頻度と持続期間
- ・加害者と被害者の関係
- ・関係者の人数
- ・加害者と被害者の年齢と性別

上記の各要因に関する具体的な議論はなされていないが、生徒間でのセクシュアル・ハラスメントの代表的な事件として、つぎの例があげられている。

●デビス対モンロー郡事件

1999年に最高裁判決によって結審した。小学5年生の少女が数ヶ月にわたってある男子生徒から胸をさわられる、性器にふれられそうになる等のセクシュアル・ハラスメントを受けていた。少女はその都度母親と教員に報告し、校長にも知らせていた。少女は、同じ少年によってハラスメント被害をうけたとする他の少女たちとともに、校長と話し合おうと試みたが、拒否された。ある時、母親との会話の中で校長はこう言ったという。「もうすこしきつくあの子を脅かし

てやらないといけませんなあ。」問題の少年は学校からなんの特別指導も受けることがなく、少女が彼の隣に座らなくてもよいよう座席替えを教員が許可したのは、実に3ヶ月後のことであった。

このケースによって、生徒によるセクシュアル・ハラスメントの場合でも、学校区の法的責任を問うことが可能になった、という。つまり、いったん生徒によるセクシュアル・ハラスメントの訴えがあれば、学校区が「故意に無関心」でいることは法的に許容されない、ということが確認されたのである。著者は、このような訴訟に勝つためには被害者側が次のことを証明しなければならない、と付け加えている。第一に学校区が問題を知っていたこと、第二に、それにもかかわらず、学校区は解決のために適切な処置をとることを怠ったこと、の2点である。

さらに、著者は、なんらかの不快な接触があり、それが性質上性的なものであっても、すべてのケースがセクシュアル・ハラスメントとみなされるわけではないことに、読者の注意を喚起する。

●マンフレディ対マウント・バーモント教育委員会事件

7歳、小学2年生の少女がクラスの男子生徒から再三、叩かれる、からかわれる、唾を吐きかけられる、地面に押し倒される、などのいやがらせをうけた。母親は何度も教員や校長に苦情を申し出た。一度母親は校長とともに少年の両親と会ったが、少年が規律面での指導を学校から受けることはまったくなかった。

裁判官は意見書の中で、これら一連の出来事は「結局、乱暴な男の子がときとして小さな女の子に対して行う意地悪なからかいにすぎない」と述べた。学校でその少年が洋服の上から少女の性器にさわった、という出来事もあったが、裁判官はこの出来事をセクシュアル・ハラスメン

トとみなすには不十分であると判断した。

次に検討されているのは、問題となる行為が学校外で起こった場合、または、加害者の大人が教員ではない場合でも、学校区を訴えることができるかどうか、という点である。

●パトリシア・H 対パークレー統合学校区事件

10歳と12歳の二人の少女の母親は、パークレー学校区のプラスバンドの指揮者をしてきた男性と恋愛関係にあった。二人の娘はバンドに入っていなかったが、この男性は彼女たちが通う学校でもバンドで教えていた。母親の訴えによると、この指揮者は、娘の一人には休暇で湖に行った際に、もう一人の娘には娘の部屋で、性的に乱暴した (sexually molested)。二人の少女との性的関係はいずれも、学校の敷地内で起こったものでもなく、また学校活動の最中に起こったものでもなかった。

母親は、学校におけるバンドの指揮者としての彼の存在それ自体が、二人の娘にとっては「敵意ある環境」をつくり出しており、教育を十全に享受する権利が彼女たちから奪われている、と主張した。控訴審の裁判官は、「性的暴行の深刻さ、および少女たちとこの指揮者との間にみられる年齢と力関係の重大な差」を理由に、母親の主張を認め、次のように判断した。敵意ある環境が学校に存在し、それが差別と言えるレベルにまで達した場合、家族が学校区から損害賠償金を勝ち取ることが可能になる。

著者は、被害者が訴訟を成功させるためには、学校区に届け出をしたあとの第2のステップが重要になることを何度も強調している。つまり、学校区がセクシュアル・ハラスメントを知っているながら、問題解決のための行動を怠った、ということを経験で証明できなければならないのである。その上で、適切な行動があったか否かの判断は裁判官や陪審によってなされ、事実関係によって決められる、というのが法的プロセ

スのものである。

著者によれば、学校区はセクシュアル・ハラスメントを起こした生徒をすべて退学にする必要はない。「しかし、問題に気づいたら、かならず何らかの行動を起こさなければならない。基準から言えば、学校区が妥当性を欠いた行動をとったり、問題への対応を拒否したりすることはできないはずである。また、効果がないことを知りながら同じ対応を続けることもできない。」(p. 54) と付け加えている。

●バンス対スペンサー郡学校区事件

この事件では、女子生徒が仲間の生徒たちから数年に渡って何度もハラスメントを受けていた。同じクラスの生徒から同性愛者であるか聞かれる、売春婦と呼ばれる、臀部をつかまれる、6年生のときには高校生からオーラルセックスを説明しろと言われた、などの行為があった。最も劇的な事件は、一群の少年たちにトイレで壁際に追いつめられ、レイプされそうになったことだった。こうした一連の出来事の後で、関係した少年たちが事務室に呼ばれたが、彼らは「小言を言われただけ」とうそぶき、実際彼らには何事も起こらなかった。

裁判官は、学校は確かに何らかの行動は起こしたが、十分ではなかったと判断した。学校は、少年たちに話をしても効果がないと分かった時点で、ほかの懲罰的な指導方法をとることによって、少女を加害者たちから守るべきだったのだ。

最後に、「あなたが告発された場合」と題して、生徒が逆に加害者側に回った場合、どのようなことに注意すべきかについて、具体的に助言している。

加害者として第一に考えなくてはならないのは、学校との関係における懲罰的な手続きの可能性であり、次に、刑事告訴を受ける可能性で

ある、という。学校に関しては、加害行為の内容と学校区の定める規定と手続きに基づいて決められる。中には学校側との話し合いだけで終わる場合もあるだろうが、行為の深刻さによっては、学校からの除籍をはじめ、性犯罪としての起訴など、厳しい結果を招く可能性もある。著者は以下のように、十代の若者たちに警告している。

“もしあなたの行動が、他の生徒にとって望まない性的接触を含むものであれば、婦女暴行罪 (sexual assault) で告訴されるかもしれない。性犯罪は一般的に重罪とされ、あなたにとって非常に深刻な結果をもたらす可能性がある。もしあなたが十分な年齢に達していれば (大部分の州においては 14 歳前後)、大人と同じように責任を問われるだろう。もし有罪と宣告されれば、これから一生の間、あなたには重罪人としての判決がつかまとうであろうし、あなたが家を借りたり、大学に行ったり、仕事を見つけたりする際に悪影響を及ぼすことになるだろう。刑務所に行くことになるかもしれない。重罪人は投票をすることも、武器を所有することもできない。そして州によっては、性犯罪者として登録しなければならないだろう。このことは、あなたが少年として起訴された場合でも当てはまる。” (p. 55)

さらに、著者は、行動を起こす前の心構えについて、彼らにこう語りかけている。

“性暴力の告発を受けるということは非常に深刻な問題であり、性的な言葉を発する前に十分注意して考えなくてはならない。また、相手が望まないのに性的な申し入れをしないよう、絶対に確かめておく必要がある。あなたにとっては害のない冗談や悪ふざけ (言い換えれば十代の若者に典型的な行動) だと思われることでも、そのような行動をおもしろいとはみなさない大人のシステムによって、最後には自分が法廷で裁かれることになるかもしれないのだから。”

(p. 55)

しかし、事件をおこしてしまうことは現実にはありうるだろう。著者は、その場合でも、自己の権利を守るために覚えておかななくてはならないことを、具体的にアドバイスしている。まず、逮捕された場合は、セクシュアル・ハラスメントに限らず、すぐ弁護士に相談し、警察ではないにも話さないこと。また、呼び出されたのが警察ではなく学校である場合でも、そこで担当者に話したことはすべて刑事起訴に使われる可能性があること、を強調している。

“もし警察官が尋問の場にはいない場合、そしてあなたが逮捕されていない場合、あなたには弁護士を同席させる権利もないし、話をした結果刑事事件として扱われる可能性があるという警告もなされないだろう。”

法的措置に際してあなたが取る接触はどんなものでも、たとえそれが単に学校担当の警官に学校で尋問されるだけだとしても、それは私的な教育上の記録というよりも、公的な記録として扱われ、警察の保管する一種の犯罪関係書類に作り上げられるかもしれない、ということ覚えておこう。” (p. 56)

刑事起訴に関する情報や、記録の秘匿性に関しては、この本の他の章でそれぞれ詳しく取り上げられている、という。

以上が、内容の概略的紹介であるが、さすが訴訟社会アメリカを反映した内容となっている。日本では、生徒のセクシュアル・ハラスメント被害に対して、行政上の責任者である教育委員会がどのような法的責任を問われるのか、加害教職員への懲罰問題を越える行政責任に関しては、あまり議論されていない。ガイドラインの不備や、ガイドラインがあっても、届け出をうける相談窓口やその後の調査機関が、まったく機能していない場合も多い。被害を受けた子

どもの心的回復や学習権の確保に関して、また、二次被害の防止に対して、教育委員会は具体的にどのような対策をとるべきなのか、責任の明確化と問題解決に向けたシステムの構築が早急に求められている。

(賀谷恵美子)

注

- (1) Nan Stein (1999), *Classrooms and Courtrooms: Facing Sexual Harassment in K-12 Schools*, Teacher's College Press.
- (2) *ibid.* p. 7.
- (3) *ibid.* p. 10.
- (4) *ibid.* p. 11.
- (5) *ibid.* pp. 13-14.
- (6) *ibid.* p. 15.
- (7) *ibid.* p. 14.
- (8) *ibid.* p. 16.
- (9) *ibid.* p. 16.
- (10) Federal Title IX of the Educational Amendments of 1972, 20 U. S. C § 1681 (P. L. 92-318, states): "No person in the United States shall, on the basis of sex, be excluded from participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any education program or activity receiving federal financial assistance."
US Department of Education <http://www.ed.gov/about/offices/list/ocr/aboutocr.html> "The mission of the Office for Civil Rights is to ensure equal access to education and to promote educational excellence throughout the nation through vigorous enforcement of civil rights."
- (11) Nan Stein (1999), p. 29.
- (12) *ibid.* p. 82.
- (13) Sexual Harassment and Discrimination in School, Traci Truly, *Teen Rights: A Legal Rights and the Adults in Their Lives*, 2002, Sphinx Publishing, An Imprint of Sourcebooks, Inc., pp. 47-56.
- (14) 一般の地方自治体とは別格の公法人格をもった教育行政・財政上の単位。日本では、各地方自治体の教育委員会（教育庁，教育局など）にあたると思われる。直訳すると「学区」だが、通常日本語でいう「学区」は生徒が就学・通学する区域を意味するので、それと区

別するために、ここでは「学校区」という訳語をあてている。

- (15) 教育法修正第9章（タイトル・ナイン）については、前節，ナン・スタイン紹介文中の，注（10）を参照されたい。

追記

本稿は SSHP 関東ネットワーク，SSHP 全国ネットワークの活動に関わっている者が，以下の分担で執筆した。

- | | |
|--------|---------------------|
| 入江 直子 | (I・III, SSHP 関東ネット) |
| 五十嵐とし江 | (II, SSHP 関東ネット) |
| 亀井 明子 | (IV, SSHP 全国ネット) |
| 細井とし子 | (V-1, SSHP 関東ネット) |
| 賀谷恵美子 | (V-2, SSHP 関東ネット) |

参考文献

- 亀井明子編著『知っていますか？ スクール・セクシュアル・ハラスメント 一問一答』解放出版社，2004年

〈資料 2〉

セクシュアル・ハラスメント防止に対する取組状況調査（集計結果）

1. 規程の整備状況について

都道府県・政令都市名	規程名	規程の整備		規程上保護する対象者		
		はい	服務規程	教職員	児童生徒	その他
1 北海道	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針	○		○	○	○
2 青森県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
3 岩手県	セクシュアルハラスメントの防止等に関する基本方針	○		○	○	○
4 宮城県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
5 秋田県	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	○		○	○	○
6 山形県	職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針	○		○	○	○
7 福島県	職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針	○		○	○	○
8 茨城県	茨城県教育委員会のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
9 栃木県	職場におけるセクシュアル・ハラスメント撲滅のための基本方針	○		○	○	○
10 群馬県	学校におけるセクシュアルハラスメントの未然防止のために	○		○	○	○
11 埼玉県	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
12 千葉県	職場におけるセクシュアルハラスメント防止に関する要綱	○		○	○	○
13 東京都	都立学校におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱 都立学校における児童・生徒等に関するセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱	○		○	○	○
14 神奈川県	神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針 「STOP! ザ・スガール・セクハラ」	○		○	○	○
15 新潟県						
16 富山県	公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について	○		○	○	○
17 石川県	セクシュアル・ハラスメントの防止等のために公立学校職員が認識すべき事項についての指針	○		○	○	○
18 福井県	セクシュアル・ハラスメントの防止等のために教職員が認識すべき事項についての指針	○		○	○	○
19 山梨県	職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための要綱	○		○	○	○
20 長野県	職場等におけるセクシュアルハラスメント防止要綱	○		○	○	○
21 岐阜県	セクシュアルハラスメントの防止等に関する基本方針	○		○	○	○
22 静岡県			○	○	○	○
23 愛知県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
24 三重県	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針	○		○	○	○
25 滋賀県	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	○		○	○	○
26 京都府	京都府立学校セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱	○		○	○	○
27 大阪府	教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針	○		○	○	○
28 兵庫県	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針	○		○	○	○
29 奈良県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針 教職員による幼児児童生徒へのセクシュアル・ハラスメントの防止等について	○		○	○	○
30 和歌山県	セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	○		○	○	○
31 鳥取県	鳥取県教育委員会セクシュアル・ハラスメント防止要綱	○		○	○	○
32 島根県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
33 岡山県	職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱 教職員による児童・生徒に対するセクシュアルハラスメントの防止について	○		○	○	○
34 広島県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
35 山口県	セクシュアル・ハラスメントの防止について	○		○	○	○
36 徳島県	セクシュアルハラスメントの防止について 教職員の服務規律の確保について	○		○	○	○
37 香川県	学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針	○		○	○	○
38 愛媛県	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
39 高知県	職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等について	○		○	○	○
40 福岡県	セクシュアル・ハラスメントの防止についての指針	○		○	○	○
41 佐賀県	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
42 長崎県	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
43 熊本県	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する取組について	○		○	○	○
44 大分県	スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針 大分県立学校職員セクシュアル・ハラスメント防止要綱	○		○	○	○
45 宮崎県	セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
46 鹿児島県	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等のための指針	○		○	○	○
47 沖縄県	沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメントの防止規程	○		○	○	○
48 札幌市	学校職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
49 仙台市	仙台市教育委員会職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
50 千葉市	職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱	○		○	○	○
51 川崎市	「児童生徒指導ハンドブック」 川崎市教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱	○	○	○	○	○
52 横浜市	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	○		○	○	○
53 名古屋市	教育委員会セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
54 京都市	京都市立学校及び幼稚園セクシュアル・ハラスメント防止に関する方針	○		○	○	○
55 大阪市	セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン	○		○	○	○
56 神戸市						
57 広島市	広島市職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
58 北九州市	セクシュアル・ハラスメント防止要綱	○		○	○	○
59 福岡市	福岡市職員のセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱	○		○	○	○
60 さいたま市	さいたま市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	○		○	○	○
合計		57	2	58	49	35

学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題

2. 周知・啓発について

都道府県・ 政令都市名	今年度の研修・講習会			研修・講習会の対象者				その他の周知・啓発				
	実施	実施予定	実施しない	校長	教頭	その他教員	事務	通知	職員便り等	生徒向	HP	その他
1 北海道	○			○	○	○	○	○	○			○
2 青森県	○				○			○				
3 岩手県			○						○			
4 宮城県			○									
5 秋田県	○			○	○	○	○	○				
6 山形県			○						○			
7 福島県			○					○				
8 茨城県			○						○			
9 栃木県			○					○				○
10 群馬県	○			●	○	○	○	○	○			○
11 埼玉県			○						○			
12 千葉県	○					○		○	○		○	
13 東京都		○		●	●	●	●	○	○			
14 神奈川県	○			●	●	○		○	○	○	○	
15 新潟県												
16 富山県	○			●	○	○			○			
17 石川県	○			●		○		○				
18 福井県			○					○	○			
19 山梨県			○									
20 長野県			○					○				○
21 岐阜県			○					○	○			
22 静岡県	○			●		●	●	○	○			
23 愛知県			○					○	○		○	○
24 三重県	○			●	●	●	●	○	○			
25 滋賀県	○			○	○	○	○	○	○			
26 京都府	○				●	●		○	○			
27 大阪府	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
28 兵庫県	○			●	●	○		○	○			
29 奈良県	○			●	○	○		○				○
30 和歌山県			○					○				
31 鳥取県	○			○	○	○	○		○			
32 島根県	○			○	○	○	○	○	○			
33 岡山県	○			●	○	○		○	○			
34 広島県	○			●	●	○	○	○	○			
35 山口県	○			●				○	○			
36 徳島県	○			○	○	○	○	○	○			
37 香川県	○			●	●	○	○	○	○			
38 愛媛県			○					○				
39 高知県			○						○			
40 福岡県		○		●	●	●	●	○				
41 佐賀県	○			○	○	○	○	○	○			
42 長崎県	○			●	●			○	○			
43 熊本県	○				●	○			○			
44 大分県	○			○					○	○	○	
45 宮崎県	○			●	●	○	○	○				
46 鹿児島	○			●	●			○	○		○	
47 沖縄県			○					○	○			
48 札幌市			○									○
49 仙台市		○			○	○		○				
50 千葉市	○			○	○	○	●	○				
51 川崎市	○					○		○				
52 横浜市	○			●								
53 名古屋市			○									○
54 京都市			○						○			
55 大阪市	○			●	●	○	●	○	○	○		
56 神戸市												
57 広島市	○			●		○		○	○			
58 北九州市	○			●	●	●	●	○				
59 福岡市	○			●	●	●	●	○				
60 さいたま市			○					○				○
合計	35	3	20	●22 ○10	●14 ○15	●7 ○26	●8 ○12	41	35	4	6	9

●全員
○一部

3. 相談・苦情への対応について

都道府県・ 政令都市名	窓口の設置		設置場所			相談員の配置						マニュアルの作成		
	はい	いいえ	教委	学校	その他	はい			うち専門相談員			いいえ	はい	いいえ
						教委	学校	その他	教委	学校	その他			
1 北海道	○		○		○	○		○					○	
2 青森県	○			○	○			○				○		
3 岩手県	○		○			○								○
4 宮城県	○		○	○		○	○							○
5 秋田県	○		○	○		○	○							○
6 山形県	○		○	○		○	○						○	
7 福島県	○		○	○		○								○
8 茨城県	○		○			○								○
9 栃木県	○				○			○			○		○	
10 群馬県	○		○			○							○	
11 埼玉県	○		○	○	○	○	○						○	
12 千葉県	○		○	○	○	○	○	○			○		○	
13 東京都	○		○	○		○	○						○	
14 神奈川県	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	
15 新潟県														
16 富山県	○				○			○			○			○
17 石川県	○					○							○	
18 福井県	○		○			○							○	
19 山梨県	○		○								○			○
20 長野県	○		○			○								○
21 岐阜県	○		○	○		○	○							○
22 静岡県	○			○			○							○
23 愛知県	○		○	○	○			○					○	
24 三重県	○		○	○	○	○							○	
25 滋賀県	○		○	○		○			○				○	
26 京都府	○				○						○			○
27 大阪府	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
28 兵庫県	○		○	○	○			○						○
29 奈良県	○		○		○	○		○			○			○
30 和歌山県	○		○	○							○			○
31 鳥取県	○		○		○	○		○					○	
32 島根県	○		○	○		○	○						○	
33 岡山県	○		○			○		○					○	
34 広島県	○		○			○							○	
35 山口県	○		○			○							○	
36 徳島県	○		○	○		○	○							○
37 香川県	○		○	○	○	○	○	○			○		○	
38 愛媛県	○		○	○		○	○							○
39 高知県	○		○	○		○	○							○
40 福岡県	○		○			○			○				○	
41 佐賀県	○		○	○		○	○						○	
42 長崎県	○		○	○		○	○						○	
43 熊本県	○		○	○		○	○						○	
44 大分県	○		○	○		○			○				○	
45 宮崎県	○		○	○	○	○	○						○	
46 鹿児島県	○		○	○		○							○	
47 沖縄県	○		○	○		○	○						○	
48 札幌市	○				○			○					○	
49 仙台市	○		○			○							○	
50 千葉市	○		○			○								○
51 川崎市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
52 横浜市	○		○	○		○	○							○
53 名古屋市	○		○			○			○					○
54 京都市	○				○			○						○
55 大阪市	○		○		○						○		○	
56 神戸市														
57 広島市	○		○			○								○
58 北九州市	○		○			○								○
59 福岡市	○		○								○		○	○
60 さいたま市	○		○	○		○	○						○	
合計	58	0	51	33	20	45	25	17	7	2	11	3	34	24

学校におけるセクシュアル・ハラスメントへの対応の実態と課題

4. 対応組織について

都道府県・ 政令都市名	対応組織の整備		対応方法			
	はい	いいえ	委員会等の設置	既存の組織の中で	各学校の実態に応じて	その他
1 北海道	○			○		
2 青森県	○			○		
3 岩手県	○			○		
4 宮城県	○			○		
5 秋田県	○			○	○	
6 山形県	○			○		
7 福島県	○		○		○	
8 茨城県	○			○		
9 栃木県	○			○		
10 群馬県	○		○			
11 埼玉県	○					○
12 千葉県	○			○		
13 東京都	○			○		
14 神奈川県	○					○
15 新潟県						
16 富山県	○			○		
17 石川県	○			○		
18 福井県	○			○		
19 山梨県	○			○		
20 長野県	○			○		
21 岐阜県	○				○	
22 静岡県	○				○	
23 愛知県	○			○		
24 三重県	○			○		
25 滋賀県	○			○	○	
26 京都府	○		○			
27 大阪府	○		○			
28 兵庫県	○				○	
29 奈良県	○			○		
30 和歌山県	○			○		
31 鳥取県	○		○			
32 島根県	○			○		
33 岡山県	○		○			
34 広島県	○			○		
35 山口県	○			○		
36 徳島県	○			○		
37 香川県	○			○	○	
38 愛媛県	○			○		
39 高知県	○			○		
40 福岡県	○		○			
41 佐賀県	○			○	○	
42 長崎県	○			○	○	
43 熊本県	○			○	○	
44 大分県	○			○		
45 宮崎県	○			○		
46 鹿児島県	○		○			
47 沖縄県	○					○
48 札幌市	○			○		
49 仙台市	○			○		
50 千葉市	○			○		
51 川崎市	○			○		
52 横浜市	○		○	○		
53 名古屋市	○		○			
54 京都市	○		○			
55 大阪市	○		○			
56 神戸市	○					
57 広島市	○			○		
58 北九州市	○			○		
59 福岡市	○			○		
60 さいたま市	○				○	
合計	58	0	12	40	11	3